

医療からのお知らせ

年金係（後期高齢者医療、県老に関すること） または各支所・行政サービスセンターの市民生活係

限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新について

医療機関に支払う1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分は申請により高額療養費として支給されますが、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」等を医療機関の窓口に掲示することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。住民税が非課税世帯の方は、食事代についても減額されます。（自己負担限度額等は年齢や所得によって異なります。）

現在、認定証が交付されている方は、7月31日で有効期限が切れますので、更新が必要な方は手続きをお願いします。



	国民健康保険	後期高齢者医療
認定対象者	70歳未満の方 70歳以上で非課税世帯の方	非課税世帯の方
更新手続き	更新手続きが必要です。 新しい保険証を送付する際に案内を同封しますので、8月以降も認定証が必要な方は再度申請の手続きをお願いします。	更新手続きは不要です。 現在、認定証をお持ちで、8月以降も該当となる方には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。※保険証とは別便になります。

※初回の申請はどちらも手続きが必要となりますので、現在、認定証をお持ちでない方で新たに認定証が必要な場合は、市役所で申請手続きをお願いします。

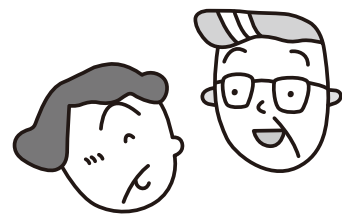
老人医療費助成事業（県老）の手続き

市では、下記の対象者に対する医療費の助成制度を今年度も実施します。

この助成を受けるには、毎年申請が必要で、審査を受けて認定された方には「県老受給者証」等を交付します。

対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ・65歳から69歳までのひとり暮らしの方、または寝たきりの方
- ・後期高齢者医療、生活保護の適用を受けていない方
- ・前年の所得金額の合計が125万円以下の方
※ただし、ひとり暮らしの場合、協会けんぽなどの会社の健康保険の被扶養者になっている方、仕送りをもっている方などは対象となりません。



助成の範囲

医療機関で支払う一部負担金は、かかった費用の1割です。また、入院等で1か月の自己負担額が一定額を超えた場合や、県外の医療機関に受診したときは、申請により医療費の助成が受けられます。

手続きに必要なもの

- ・健康保険証 ・印かん ・県老受給者証、県老限度額適用認定証（現在助成を受けている方のみ）
- ・申請書および現況調査票（市役所に用意してあります）